

改正

平成26年12月17日条例第30号

平成28年12月15日条例第36号

木更津市工場立地法準則条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項及び第3項の規定により、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則（以下「市準則」という。）及びこれを適用する区域を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区域の種類、区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

**第3条** 市準則を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。この場合において、木更津市潮浜1丁目の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域、木更津市木材港及び新港の全域並びに木更津市築地の同号に規定する工業専用地域（以下これらの区域を「臨海部」という。）における同表の適用については、「100分の15」とあるのは「100分の10」と、「100分の20」とあるのは「100分の15」と、「100分の10」とあるのは「100分の5」とする。

区域の種類	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業地域	100分の15以上	100分の20以上
乙区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域	100分の10以上	100分の15以上

2 前項の表に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算

定する場合において、緑地と工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設とが重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に、同表に規定する甲区域（以下「甲区域」という。）内にある場合は100分の15を、同表に規定する乙区域（以下「乙区域」という。）内にある場合は100分の10を乗じて得た面積の100分の25の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。この場合において、臨海部における適用については、「100分の15」とあるのは「100分の10」と、「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「100分の25」とあるのは「100分の50」とする。

（敷地が二以上の区域にわたる場合の適用）

**第4条** 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地が甲区域、乙区域、前条第1項後段の規定により適用されるべき緑地面積率及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合が異なることとなる甲区域若しくは乙区域又はこれらの区域以外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合につき、甲区域、乙区域又は前条第1項後段の規定により適用されるべき緑地面積率及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合が異なることとなる甲区域若しくは乙区域のいずれかの区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合が最も高いときは当該区域に係る前条第1項の表（同項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定を当該敷地について適用し、これらの区域以外の区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合が最も高いときは同表の規定を当該敷地について適用しない。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 市準則を適用する区域に存する昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する算式により行うものとする。

3 既存工場等についての第4条の規定の適用については、同条中「当該区域に係る前条第1項の表（同項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定」とあるのは「附則別表の規定」と読み替えるものとする。この場合において、臨海部の既存工場等についての第4条の

適用については、附則別表中「0.15」とあるのは「0.1」と、「0.2」とあるのは「0.15」と、「0.1」とあるのは「0.05」とする。

附則別表

区域	区分	緑地	環境施設
甲区域	単一業種	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
	兼業	$G \geq ((P_j/\gamma_j)) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $((P_j/\gamma_j)) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq ((P_j/\gamma_j)) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $((P_j/\gamma_j)) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
乙区域	単一業種	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
	兼業	$G \geq ((P_j/\gamma_j)) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $((P_j/\gamma_j)) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq ((P_j/\gamma_j)) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $((P_j/\gamma_j)) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考

- 1 単業種とは、既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる一の業種に属する場合をいう。
- 2 兼業とは、既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる二以上の業種に属する場合をいう。
- 3 附則別表の算式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届出がなされた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届出がなされた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$  j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

#### 附 則（平成26年12月17日条例第30号）

この条例は、平成27年1月1日から施行し、同日以後に設置又は変更を行う工場等について適用する。

#### 附 則（平成28年12月15日条例第36号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。